

12 「音声教材」の無償給与について

- ・ 音声教材は、発達障害等により、読み書きが困難な児童生徒が給与を受けられます。
- ・ 音声教材は、下記の6つの団体が製作・提供しています。
- ・ 申請は、保護者・学校・教育委員会等が、各団体のホームページから行うことができます。
- ・ 通常の紙媒体の教科書とは別に、年度の途中からでも申請して利用できます。
- ・ 毎年10月末頃、翌年度の音声教材について需要数の報告をしていますが、給与を受けるためには、需要数報告とは別に直接各団体へ申請を行う必要があります。
- ・ 音声教材のサンプル集は、市町村教育委員会や教科書センターに配布されています。

【参考資料：文部科学省のホームページに掲載 「文部科学省 音声教材」で検索】

音声教材について		別添1
音声教材とは		
<p>音声教材とは、発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を活用して、教科書の内容を音声で読み上げる等の機能を持つ。「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」(教科書バリアフリー法)に基づき、教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用して製作している。文部科学省は、以下の団体に調査研究を委託しており、その成果物である音声教材を読みこに困難のある児童生徒に無償提供している。</p>		
音声教材製作団体の概要		
<p>マルチメディアデージー教科書 (公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会) https://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytext.html</p> <p>○主な特徴: 専用のアプリケーションまたは端末のブラウザ機能(オンライン)で使用する。音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能、ルビ表示機能等あり。音声は肉声及び合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小学校・中学校の教科書を中心に作成。 ○Windows, iOS, Android, Chromeで使用可能。 ○利用者実績: 19,588人(令和4年度)</p> 	<p>ペンでタッチすると読める音声付教科書 (茨城大学) http://apricot.cis.ibaraki.ac.jp/textbook/</p> <p>○主な特徴: パソコンやタブレット等のICT端末は使わず、紙冊子と音声ペンで使用する。紙冊子は通常の教科書と見た目がほぼ同じで、鉛筆等で書き込み可能。持ち運びしやすく、小学校低学年でも簡単に一人で操作できる。音声ペンで文字をタッチして読むことで意識が紙面に向き、能動的な読書になる。音声は肉声。小学校・中学校の国語・社会の教科書を中心に作成。 ○利用者実績: 834人(令和4年度)</p> 	
<p>AccessReading (東京大学先端科学技術研究センター) https://accessreading.org/</p> <p>○主な特徴: Microsoft Wordや電子書籍リーダーのアクセシビリティ機能を使用する。本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。読み上げは合成音声。文字の大きさ、色の変更、ハイライト機能など、アプリの機能で様々な調整が可能。小学校高学年・中学校・高校の教科書を対象。 ○Microsoft Wordまたは電子書籍リーダーが使用できるOSで使用可能。 ○利用者実績: 213人(令和4年度)</p> 	<p>UD-Book (広島大学) https://home.hiroshima-u.ac.jp/ujima/onsei/index.html</p> <p>○主な特徴: 専用のアプリケーションまたは端末のブラウザ機能(オンライン)で使用する。固定表示(原本教科書に似せた表示)・行移表示(文字だけの表示)の両方で、テキストを合成音声で読み上げる。固定表示・行移表示を同時に表示することや、固定表示では見開き表示をすることが可能。ハイライト機能、ルビ表示機能等あり。小学校・中学校・高等学校の教科書を対象。 ○Windows, iOS, macOS, Chromeで使用可能。 ○利用者実績: 215人(令和4年度)</p> 	
<p>音声教材BEAM (NPO法人エッジ) https://www.npo-edge.jp/use-edge/beam/</p> <p>○主な特徴: 音声のみの教材(テキストや挿絵等の図版はなし)。MP3を再生できる全ての機器(パソコンやタブレット、スマートフォン、ICレコーダー等)で使用可能。音声は、肉声に近い合成音声。データ容量が軽く、操作が簡便で、耳からの情報に集中できる。小学校・中学校の国語・社会、中学校の理科、高等学校の国語・社会を中心に作成。 ○利用者実績: 187人(令和4年度)</p> 	<p>UNLOCK (愛媛大学) http://treasure.ed.ehime-u.ac.jp/unlock/index.html</p> <p>○主な特徴: パソコン・タブレット端末か音声ペンでの利用を選択可能。音声ペンの場合、紙の教科書に再生用シールを貼って使用する。パソコン・タブレット端末の場合、音声データ(MP3)とテキストのPDF・EPUBを提供。音声は合成音声。児童生徒の障害特性や状態によっては、音声の種類(男女の声質・話し方)・再生速度の選択を相談可能。小学校・中学校・高等学校の教科書を対象。 ○利用者実績: 83人(令和4年度)</p> 	

1 3 義務教育諸学校の教科用図書の無償給与制度に関する趣旨の徹底 について（通知）



文 初 管 1 0 6 号
昭和 5 8 年 1 月 2 1 日

各都道府県教育委員会 殿

文部省初等中等教育局長
鈴 木 勲

義務教育諸学校の教科用図書の無償給与制度に関する趣旨の徹底について（通知）

義務教育諸学校の教科用図書の無償給与制度は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」（昭和 37 年法律第 60 号）及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（昭和 38 年法律第 182 号）に基づき、昭和 38 年度より行われているものであり、実施以来 20 年にわたり、我が国の学校教育を支える重要な施策として、その発展充実に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、最近、現下の厳しい財政状況等を背景に、義務教育諸学校の教科用図書の無償給与制度の趣旨、必要性など制度の基本にかかわる論議が行われ、その関連で、学校教育活動における教科用図書無償の意義の理解や教科用図書の取扱いについて種々の意見が出されています。

いうまでもなく、義務教育諸学校の教科用図書の無償給与制度の趣旨は、憲法第 26 条に定める義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、我が国の将来を担う児童・生徒に対し、国民全体の期待をこめて、その負担によって実施しようとするものであります。

したがって、教科用図書の給与は、制度の趣旨を十分徹底させるため、入学式又は始業式の当日等において、校長がこの趣旨を説明して直接支給することが適切であるとされているのであります。（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等の施行について」（昭和 39 年 2 月 14 日付け文部事務次官通達）この際、改めてこの制度の趣旨に思いをいたし各学校においてはこのことを一層徹底し、児童・生徒に対する適切な指導が行われるようにするとともに、更に保護者に対してもこのような趣旨が理解されるような配慮が必要であります。

ついては、貴職におかれては、前記の点に留意の上、適切な教科用図書の取扱いについて、格段の配慮をお願いします。

また、貴管下の市町村教育委員会、学校法人理事長等に対し、この趣旨を徹底されるよう、併せて御配慮願います。

義務教育教科書購入費

令和6年度予算額(案)
(前年度予算額)

471(億円)
464(億円)

文部科学省

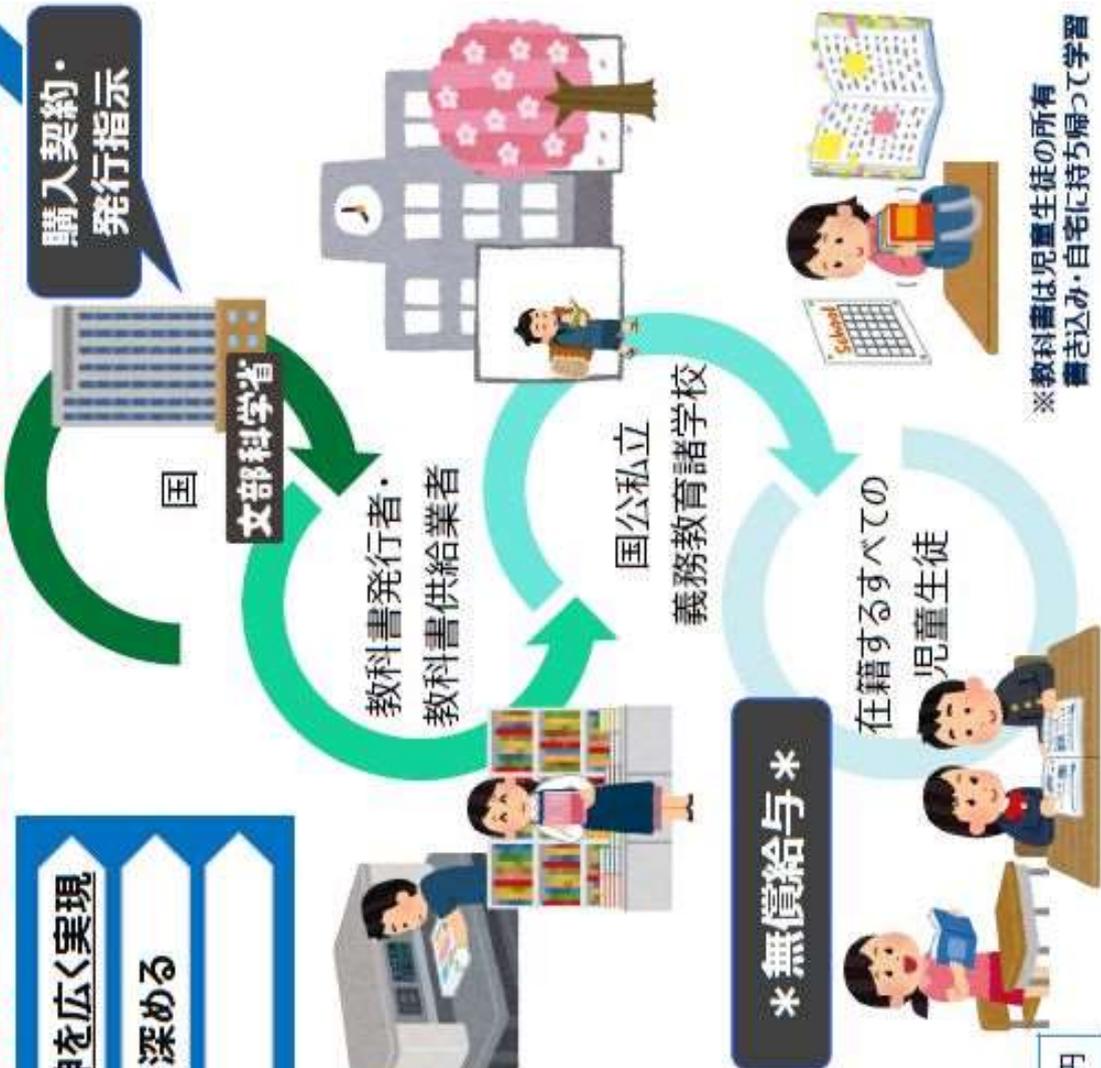
昭和38年度以降

国・公・私立義務教育諸学校に通う全ての児童生徒に教科書を無償給与

憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現

次代を担う子供たちの国民的自覚を深める

教育費の保護者負担軽減



【予算額推移】 適正な教科書価格を維持

	予算額 (億円)	定価改定率 (%)
R6(案)	471	+3.0
R5	464	+1.4
R4	460	0
R3	463	(小)0 (中)+3.3
R2	460	(小)+3.2 (中)0

【参考】R6児童生徒1人あたり平均教科書費】

小学校用	4,266 円	中学校用	5,899 円
------	---------	------	---------

14 令和6年度における義務教育諸学校用の無償給与事務の適正な処理について（通知）



5 初教科第27号
令和6年2月1日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長殿

文部科学省初等中等教育局
教科書課長 黄地 吉隆

令和6年度における義務教育諸学校用教科書の 無償給与事務の適正な処理について（通知）

令和6年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務については、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律、同法施行令、同法施行規則等を参照して行うほか、別添の留意事項に基づき、その処理に遺漏のないようお取り計らい願います。なお、本通知については域内実施機関及び学校に周知徹底願います。

また、義務教育教科書の無償給与制度は、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代を担う子供たちに対して、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて、国民の負担によって昭和38年から実施されているところであり、令和6年度に使用される全ての小中学校用教科書には、裏表紙等に無償給与制度の意義が掲載されております。各都道府県教育委員会においては、子供たちや家庭・地域・保護者の皆様にその意義について改めて考えていただけるよう、域内実施機関及び学校へ周知徹底願います。それとともに、教科書の無償給与を受ける全ての児童・生徒に対して、この制度の意義の理解が深まる取組が行われるよう格段の御配慮をお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課
無償給与係、教科用特定図書普及促進係
TEL 03-5253-4111
(内線 2411,4743)

留意事項

1 無償給与事務の適正な処理について

- (1) 無償給与事務が適正かつ円滑に処理されるよう留意すべき事項等について十分な指導を行われないこと。その際には、特に**誤給与・誤報告がないよう**、別紙1の事項に十分注意すること。
- (2) 拡大教科書及び点字教科書(以下「拡大教科書等」という。)については、学校種等により無償給与の根拠法令が異なるため、事務処理の方法及び様式に留意すること。
- (3) 転学用の事務処理については、原則として、4月1日～15日(9月1日～15日)までに転入学した児童・生徒に教科書を給与した場合には、転学用として処理すること。
ただし、上記の措置により著しく処理に支障を来す場合には、教科書の給与日(入学式又は始業式等)に在籍する児童・生徒に給与する教科書については、一括して前期用(後期用)で処理するなど、実態に応じた措置を講ずることも差し支えないこと。
- (4) 文部科学省に報告する『受領冊数集計報告書』は、メール、または別途指定するURLにアップロードすることにより提出すること。
- (5) 特別支援学校視覚障害者用(点字版)教科書については、納入指示、受領証明書の作成等の無償給与事務処理が遅延することがないように、都道府県教育委員会及び特別支援学校は、特に、取扱責任者を定める等適宜事務処理体制を整え、迅速、適切な処理がなされるよう措置すること。
- (6) 納入指示書に基づく冊数と受領証明書の冊数の照合・確認が十分でなかったこと等により、国庫金を返還する事例が多く生じている。このような事態を未然に防ぐため、適切な処理がなされるよう措置すること。
(別紙11参照)

2 給与対象教科書について

令和6年度においては、特に次の事項に留意すること。

(1) 小学校用検定済教科書について

ア 小学校用検定済教科書は、令和6年度に新版の教科書が発行されるので、原則としてこの教科書（令和6年度使用教科書目録に登載のもの）を給与すること。（別紙2参照）

※ 義務教育学校の前期課程における教科書給与は、小学校に準ずる。

イ 学習指導要領において複数学年の指導内容が一体となっている教科であって、教科書が学年別に発行されている教科（国語，書写，音楽，英語，道徳）については、第1学年と第2学年，第3学年と第4学年，第5学年と第6学年の内容がそれぞれ一体のものとなっている。このため，採択替えにより今年度と異なる発行者の教科書を使用することとなった場合，第1・第3・第5学年については採択変更後の発行者の新版教科書を使用し，第2・第4・第6学年については採択変更前の発行者の新版教科書を使用すること。ただし，学図の国語，学図の書写，日文の書写，学図の英語，学図の道徳，あか図の道徳の教科書を今年度を使用している場合は，全学年について新たに採択した発行者の新版教科書を使用すること。

ウ 以下の図書については，2冊の給与が同時に行われることとなっている。納入指示書への記載漏れがないよう注意すること。

- ・ 東書（社会）第6学年用の2分冊
- ・ 東書（算数）第1学年用の2分冊
- ・ 大日本（算数）第1学年用の2分冊
- ・ 啓林館（算数）第1学年用の2分冊
- ・ 日文（算数）第1学年用の2分冊
- ・ 学図（算数）第6学年用と別冊
- ・ 東書（英語）第5～6学年用と別冊
- ・ 三省堂（英語）第5～6学年用と別冊
- ・ 開隆堂（英語）第5・6学年用と各学年用の別冊
- ・ 日文（道徳）第1～6学年用と各学年用の別冊

エ 複式学級において，教科により特別の教育課程を編成し，所属学年用の教科書及び所属学年以外の学年用の教科書を併せ使用する場合，並びに所属学年以外の学年用の教科書のみ使用する場合は，令和6年度においては前期及び前期転学用の時点では新版下巻が発行されていないため，「生活」第1・2学年用の新版下巻，「図画工作」第1・2学年用，第3・4学年用，第5・6学年用の

各新版下巻を、前期及び前期転学用として給与することができないこと。

(2) 中学校用検定済教科書について

ア 中学校用検定済教科書は、令和3年度から現行の教科書を使用しているもので、原則としてこの教科書(令和6年度使用教科書目録に登載のもの)を給与すること。(別紙3参照)

※ 義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程における教科書給与は、中学校に準ずる。

イ 以下の図書については、2冊の給与が同時に行われることとなっている。納入指示書への記載漏れがないよう注意すること。

- ・数研〔数学〕第1～3学年用と各学年用の別冊
- ・教図〔技術・家庭(技術分野)〕と別冊
- ・日文〔道徳〕第1～3学年用と各学年用の別冊
- ・あか図〔道徳〕第1～3学年用と各学年用の別冊

(3) 文部科学省著作特別支援学校視覚障害者用〔点字版〕教科書について

ア 文部科学省著作特別支援学校視覚障害者用〔点字版〕教科書の小学部用については、令和6年度に新版の教科書が発行されるので、原則としてこの教科書(令和6年度使用教科書目録に登載のもの)を給与すること。(別紙4参照)

イ 文部科学省著作特別支援学校視覚障害者用〔点字版〕教科書の中学部用については、原則として、令和3年度から現行の教科書を使用しているもので、令和6年度使用教科書目録に登載のものを給与すること。(別紙5参照)

ウ 学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書のうち、点字教科書発行者が発行する図書及びその給与時期は別紙6のとおりであること。なお、別紙6において同時に給与が行われていることとなっている分冊形態の一般図書〔点字版〕について、納入指示書への記載漏れがないよう特に注意すること。

(4) 文部科学省著作特別支援学校聴覚障害者用教科書について

令和6年度使用教科書目録に登載のものを給与すること。なお、文部科学省著作特別支援学校聴覚障害者用教科書「言語指導」及び「言語」については、国語・書写とは種目が異なるため、検定教科書と併せて給与することができるこ

と。

(5) 文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書について

小学部用は令和2年度から、中学部用は令和3年度から、現行の教科書を使用しているのので、原則としてこの教科書(令和6年度使用教科書目録に登載のもの)を給与すること。ただし、生活については、令和6年度に「せいかつ☆」、「せいかつ☆☆」、「せいかつ☆☆☆」の教科書が新たに発行されるので、原則としてこの教科書(令和6年度使用教科書目録に登載のもの)を給与すること。

なお、給与に当たり、以下の点について注意すること。

ア 小学部用

「こくご☆」、「こくご☆☆」、「こくご☆☆☆」、「さんすう☆」、「さんすう☆☆(1)」、「さんすう☆☆(2)」、「さんすう☆☆☆」、「おんがく☆」、「おんがく☆☆」、「おんがく☆☆☆」、「せいかつ☆」、「せいかつ☆☆」、「せいかつ☆☆☆」は、第1学年から第6学年の間に児童の障害の程度に即した教育課程に適合するよう使用することとし、使用開始学年及び使用年数は指定していないこと。

ただし、1冊(「さんすう☆☆」については(1)、(2)の2分冊)を1学年以上にわたって使用すること。

なお、「さんすう☆☆(1)」、「さんすう☆☆(2)」は1冊を2分冊にしたものなので、2分冊同時に給与すること。

また、文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書(小学部用)を使用する場合には、原則として同種目の検定教科書及び一般図書を給与することはできないこと。特に、複数の種目の内容を含む著作教科書もあるため、以下の点に留意すること。

- ・ こくご☆ ☆☆ ☆☆☆を給与する場合には、検定教科書の国語及び書写は給与しない。
- ・ さんすう☆ ☆☆ ☆☆☆を給与する場合には、検定教科書の算数は給与しない。
- ・ おんがく☆ ☆☆ ☆☆☆を給与する場合には、検定教科書の音楽は給与しない。
- ・ せいかつ☆ ☆☆ ☆☆☆を給与する場合には、検定教科書の生活、社会、理科及び家庭は給与しない。

イ 中学部用

「国語☆☆☆☆」、「国語☆☆☆☆☆」、「数学☆☆☆☆」、「数学☆☆☆☆☆」、「音楽☆☆☆☆」、「音楽☆☆☆☆☆」は、第1学年から第3学年の間に生徒の障害の程度に即した教育課程に適合するよう使用することとし、使用開始

学年及び使用年数は指定していないこと。

ただし、1冊を1学年以上にわたって使用すること。

また、文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書（中学部用）を使用する場合には、原則として同種目の検定教科書及び一般図書を給与することはできないこと。特に、複数の種目の内容を含む著作教科書もあるため、以下の点に留意すること。

- ・国語☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆を給与する場合には、検定教科書の国語及び書写は給与しない。
- ・数学☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆を給与する場合には、検定教科書の数学は給与しない。
- ・音楽☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆を給与する場合には、検定教科書の音楽（一般）及び音楽（器楽合奏）は給与しない。

- (6) 学校教育法施行規則第55条、第55条の2（いずれも同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第132条又は132条の2の規定等に基づき、同令の規定によらないで教育課程を編成することができるとして文部科学大臣の指定を受ける学校にあっては、上記（1）～（5）の定めにかかわらず、上学年用の教科書を下学年の児童生徒に早期に給与できること。

ただし、原則として、一度給与した教科書を再度給与することはできないので、留意すること。

- (7) 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成10年文部省告示第154号）第1項第3号ニ*の取扱いによる場合は、上記（2）～（5）の定めにかかわらず、上学年用の教科書を下学年の生徒に早期に給与できること。

ただし、原則として、一度給与した教科書を再度給与することはできないので、留意すること。

* 第1項第3号ニ

中等教育学校の前期課程及び併設型中学校における各教科の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年における指導の内容に移行して指導することができること。この場合においては、当該特定の学年において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

- (8) 「義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成28年文部科学省告示第55号）」

(以下、「義務教育学校並びに併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」という。),「中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成28年文部科学省告示第54号)」(以下、「連携型小学校・中学校の教育課程の特例告示」という。)の取扱いに基づく教科書給与について

ア 「義務教育学校並びに併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」第1項第3号イ^{*}の取扱いによる場合は、上記(1)～(5)の定めにかかわらず、中学校用教科書を義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校において給与できること。

ただし、小学校教科等の内容の一部を義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校で指導する場合は、既に給与済の教科書を使用することとし、原則として、一度給与した教科書を再度給与することはできないので、留意すること。

^{*} 第1項第3号イ

義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校と義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における指導の内容については、小学校教科等又は中学校教科等の内容のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができること。

イ 「義務教育学校並びに併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」第1項第3号ロ^{*}の取扱いによる場合は、既に給与済の小学校用教科書を使用することとし、原則として、一度給与した教科書を再度給与することはできないので、留意すること。

^{*} 第1項第3号ロ

義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校における指導の内容の一部については、義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における指導の内容に移行して指導することができること。

ウ 「義務教育学校並びに併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」第1項第3号ハ^{*}の取扱いによる場合は、上記(1)～(5)の定めにかかわらず、中学校用教科書を義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校において給与できること。

ただし、原則として、一度給与した教科書を再度給与することはできないので、留意すること。

※ 第1項第3号ハ

義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における指導の内容の一部については、義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校における指導の内容に移行して指導することができる。この場合においては、義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校において当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

エ 「義務教育学校並びに併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」第1項第3号ニ又はホ※の取扱いによる場合は、上記（１）～（５）の定めにかかわらず、上学年用の教科書を下学年において給与できること。ただし、下学年の内容の一部を上学年で指導する場合は、既に給与済の教科書を使用することとし、原則として、一度給与した教科書を再度給与することはできないので、留意すること。

※ 第1項第3号ニ

義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校における小学校教科等の内容のうち特定の学年において指導することとされているもの一部については、他の学年における指導の内容に移行して指導することができる。この場合においては、当該特定の学年において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

※ 第1項第3号ホ

義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における中学校教科等の内容のうち特定の学年において指導することとされているもの一部については、他の学年における指導の内容に移行して指導することができる。この場合においては、当該特定の学年において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

オ 「連携型小学校・中学校の教育課程の特例告示」の取扱いによる場合は、上記（１）～（５）の定めに基づき、教科書を給与すること。

（９） 学校教育法施行規則第56条の2※（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定等に基づき、同令の規定によらないで教育課程を編成・実施する必要がある児童生徒に対しては、上記（１）～（５）の定めにかかわらず、在籍している学年よりも下学年の教科書を給与することができること。

ただし、上記のような特別な教育課程を編成・実施していない日本語学習などについては、従来どおり教科書を給与することはできないので留意すること。

※ 第56条の2

小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条(中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項)及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

(同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用)

「小学校」を「中学校」と読み替える旨の内容

(10) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第18号)」及び「学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件(平成29年文部科学省告示第60号)」(以下、「特別の教育課程についての特例告示」という。)の取扱いに基づく教科書給与について

ア 「特別の教育課程についての特例告示」第1項※の取扱いによる場合は、上記(1)～(5)の定めにかかわらず、在籍している学年よりも下学年の教科書を給与することができること。

※ 第1項

特別の教育課程は、小学校学習指導要領若しくは中学校学習指導要領に定める各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間若しくは特別活動(以下「各教科等」という。)又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に定める各教科等若しくは自立活動の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。

ただし、次の(ア)から(ウ)に留意すること。

- (ア) 課外授業や補習等、「特別の教育課程についての特例告示」第1項の規定により特別の教育課程を編成・実施していない場合については、下学年の教科書を給与することはできないこと。
- (イ) 学習指導要領に定められた教科を履修する場合に、当該教科の教科書を給与することが可能であり、当該教科とは別の教科の履修又は教科外の学習のために当該教科の教科書を給与することはできないこと。
- (ウ) 中学校夜間学級(以下「夜間中学」という)等に入学後に給与された教科書と同じ教科書を再度給与することは、原則としてできないこと。

イ 「特別の教育課程についての特例告示」第2項※の規定により、

中学校段階において、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱う特別の教育課程を編成する場合における教科書給与の取扱いについては、上記(1)～(5)の定めにかかわらず、小学校用教科書を給与することができること。

※ 第2項

中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校学習指導要領に定める各教科等又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に定める特別支援学校の小学部の各教科等若しくは自立活動の内容の一部を取り扱うことができるものとする。

ただし、次の(ア)から(エ)に留意すること。

- (ア) 課外授業や補習等、「特別の教育課程についての特例告示」第2項の規定により特別の教育課程を編成・実施していない場合については、教科書を給与することはできないこと。
- (イ) 学習指導要領に定められた教科書を履修する場合に、当該教科書の教科書を給与することが可能であり、当該教科とは別の教科の履修又は教科外の学習のために当該教科の教科書を給与することはできないこと。
- (ウ) 夜間中学等に入学後に給与された教科書と同じ教科書を再度給与することは、原則としてできないこと。
- (エ) 給与する小学校用教科書は、当該夜間中学等が設置されている市町村において採択された教科書であること。

- (11) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた児童生徒が、居住場所の変更等に伴う諸事情により一度給与した教科書の使用が困難になった場合は、別紙10の「様式」により文部科学省教科書課への報告が完了することをもって、再度、児童生徒へ教科書を給与できること。なお、児童生徒への給与後に文部科学省への事後報告を行う例が散見されるが、給与前に報告・確認を受ける必要があることに留意すること。

（別紙10）

なお、給与に当たっては、必要に応じ児童相談所などの関係機関とも連携をとりながら、学校を通じ、児童生徒本人に確実に給与が行われるようにすること。

3 学校教育法附則第9条第1項の規定による小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部で使用される一般図書(「拡大教科書等」を除く)について

(1) 学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書として無償給与の対象となるもの(「拡大教科書等」を除く。)は、別途送付する「令和6年度用一般図書契約予定一覧」(以下「契約予定一覧」という。)のとおりとするので、十分注意すること。

ただし、「契約予定一覧」に掲載されている一般図書であっても、採択権者が採択していなければ無償給与することはできないこと。

なお、無償給与に当たって、特に次の点に留意すること。

ア 小・中学校(特別支援学級)及び特別支援学校(小・中学部)において次のような図書及び給与方法は無償給与の対象とはならないこと。

(ア) 小学校(特別支援学級)において、外国語科(英語)を教育課程に位置付けない場合の「英語」における図書。

(イ) 特別支援学校(小学部)の「英語」における図書。

(ウ) 一般図書を後期用として給与すること。

(エ) 児童・生徒が使用する一般図書であっても、教室の備え付けが目的である図書。

イ 検定済教科書又は文部科学省著作教科書と一般図書を併せて無償給与することはできないこと。

【例】 中学校(中学部)において、検定済教科書の「音楽」と一般図書の歌集類とを併せて無償給与することはできない。

ウ 一般図書の給与を行うにあたっては、特別支援学校においては☆本(道徳については検定本)での学習を、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の特別支援学級においては検定本、下学年検定本、☆本での学習をまず検討すること。

エ 一般図書の最大給与数は、特別支援学校においては特別支援学校学習指導要領に示す教科数、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の特別支援学級においては小学校・中学校学習指導要領に示す各学年の教科数を原則とし、シリーズ本については、それぞれを1冊と見なすこと。

オ 給与にあたっては、過年度・他教科の給与履歴を含めて個々の給与実績を十分確認し同一図書を二重給与しないよう留意すること。中学校・中学部においては、小学校・小学部の給与履歴も確認すること。

(2) 新たに一般図書の採択の必要が生じた場合には、円滑な供給の確保を図るため、別途送付する「契約予定一覧」に掲載されているものの中から採択すること。

(3) 納入指示書（「聴・知・一般図書用」一用紙番号③）は、できる限り早めに教科書・一般書籍供給会社 又は 教科書取扱書店に交付すること。
なお、一般図書の書名には、類似のものが多く、「契約予定一覧」に記載された書名を省略せずに記入すること。

また、納入指示冊数は、無償給与の対象となる児童・生徒数を的確に把握して決定し、過不足が生じることのないよう十分注意すること。

4 無償給与事務報告書の作成について

(1) 令和6年度においても、教科書事務執行管理システムを使用して集計を行い、当該システムで作成した報告書をメールまたは別途指定する URL にアップロードする形で提出すること。

また、併せて CSV データも提出すること。

(2) 拡大教科書及び通常学級で使用する点字教科書については、別途エクセルファイルによる報告書の様式を送付するので、当該様式にて書類を作成し、提出すること。

5 「拡大教科書等」の無償給与事務について

(1) 無償給与の根拠法及び参考法令等について

ア 特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級（以下「特別支援学校・学級」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律，同法施行令，同法施行規則，教科書無償給与事務の手引（平成16年4月刊行）等

イ 小・中学校の通常学級（以下「通常学級」という。）については、障

害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律，同法施行令，同法施行規則，障害のある児童及び生徒のための「教科用特定図書等」の無償給与実施要領等

(2) 給与の対象図書について

ア 特別支援学校・学級

教育委員会等の採択権者が「一般図書(特別支援学校・学級用)」として採択した「拡大教科書等」

イ 通常学級

在籍している学校において使用する検定済教科書の文字，図形等を拡大等して複製したもので，市町村教育委員会等が使用を決定した「拡大教科書等」

(3) 「拡大教科書等」の事務処理について

ア 「拡大教科書等」については，原則として原本教科書に準じて給与すること。

イ 分冊の取扱いについて

(ア) 教科書発行者等が発行する「拡大教科書等」

別紙8「令和6年度標準拡大教科書発注先一覧」に掲載している発行者が発行する拡大教科書については，分冊ごとではなく，全ての分冊をひとまとめ(例えば，拡大教科書1点が全5分冊ある場合，全5分冊を1冊の拡大教科書とみなすことになる。)として事務処理を行うこととする。

(イ) ボランティア団体等が発行する「拡大教科書等」

従前通り，分冊ごとに事務処理を行うので，納入指示書，受領報告書等についても，分冊ごとに作成すること。

なお，前期給与教科書及び後期給与教科書が授業開始前に全分冊が一括納入されずに分割して納入となる場合は，授業に支障が生じない時期に確実に納入できるように，ボランティア団体との連絡調整を図ること。

また，納入時期に応じて転学用の事務処理となるので，実施機関は発行者と連絡調整の上，納入指示書等の書類を適切に作成すること。

ウ 契約図書について

(ア) 教科書発行者等が発行する拡大教科書については，令和5年12月21日付け事務連絡により送付した「令和6年度用 教科書発行者により発行される拡

大教科書(教科用特定図書等及び一般図書)契約予定一覧」が契約図書となること。

- (イ) 通常学級で使用する点字教科書のうち、社会福祉法人が発行する点字教科書については、別紙4, 5, 6掲載の図書となること。(東点及びライトが発行する地図を除く)

エ 事務処理上の留意事項について

- (ア) 「拡大教科書等」については、需要数を文部科学省に報告するだけでは納入されず、納入指示書ができる限り早めに教科書・一般書籍供給会社又は教科書取扱書店に交付する必要があることに留意すること。

- (イ) 別紙8「令和6年度標準拡大教科書発注先一覧」に掲載している発行者が発行する拡大教科書については、オンデマンド印刷により受注生産されているため、納入指示から納入まで時間がかかることがあるので、事務処理が遅延することがないように留意すること。

- (ウ) 「拡大教科書等」については、図書の点数が多く、事務処理が複雑であるため、納入指示、受領証明書の作成等の無償給与事務処理が遅延することがないように、都道府県教育委員会及び学校等に取扱責任者を定めるなど適宜事務処理体制を整え、迅速、適切な処理がなされるよう措置すること。

- (エ) 「拡大教科書等」については、教科書発行者・ボランティア団体等ともに、受注生産を行っており、発行を依頼した後にその内容を変更すると多大な損失を発生させる場合がある。「拡大教科書等」の納入を指示する際は、内容の変更を生じないように、十分に検討を行った上で実施すること。

なお、やむを得ず変更等が生じる場合は、令和6年1月12日付け事務連絡「令和6年度教科用図書(一般図書)[拡大教科書及び点字教科書](特別支援学校・学級用)及び教科用特定図書等(通常学級)の需要数報告の変更手続きについて(依頼)」を確認の上、速やかに手続き及び連絡を行うこと。

- (オ) 「拡大教科書等」については、特別支援学校・学級用と通常学級用で無償給与の根拠となる法令、事務処理が異なるため、需要数報告や受領冊数の集計の際、特に学級の誤りがないよう留意すること。

6 「教科書給与用紙袋」の送付について

- (1) 小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)第1学年の児童用「教科書給与用紙袋」については、これまでと同様に文部科学省において作成の上、別紙9に基づき各学校へ配付する。

また、義務教育教科書の無償給与制度は、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代を担う子供たちに対して、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて、国民の負担によって実施されており、この制度の意義について改めて関係機関に周知願いたい。

15 無償給与事務 Q & A

1 給与の原則

Q 1 長期欠席中の児童生徒に教科書を無償給与できるか。

A 長期欠席中の児童生徒も、義務教育諸学校に在学する以上、当然給与の対象となるが、給与の時期は、これらの児童生徒が通学を開始し、授業で教科書を実際に使用することになった時に行うのが適当である。

ただし、自宅や病院等で学習のために必要である場合、学校に通学せず、在籍する学校長が認める適応指導教室等で学習する場合において、教科書が必要であると在籍学校長が判断する場合給与することは可能である。この場合、在籍する学校と保護者が連絡を取り合うなどして、児童生徒の実情にあわせて給与が行えるようにすることが必要である。

長期欠席中の児童生徒への教科書給与が、前期（4月1日～15日）・後期（9月1日～15日）の給与期間に行われなかった場合は、速やかに取次店に返付し、学校に保管しておくことがないように注意する。

Q 2 外国籍の児童生徒に教科書を無償給与できるか。

A 義務教育諸学校に在学する児童生徒であれば、国籍のいかんを問わず、給与の対象として差し支えない。ただし、原則として年齢相当の学年に在籍させ、その学年の教科書を給与する。

Q 3 学齢を過ぎて中学校に在学している生徒に教科書を給与できるか。

A 義務教育諸学校に在学している生徒である以上、無償措置法による教科書の無償給与はできる。

Q 4 前期用の給与日（4月入学式又は始業式）、後期用の給与日（9月1日～15日）に学籍があるが、既に児童生徒が少年院等に入院しているような場合、教科書の給与はどのようにしたらよいか。

A 少年院等にあっては、必要な教科書は施設で別に給与されているので、公立小・中学校に籍があつたとしても、無償措置法による教科書の無償給与はできない。なお、その後、学年の途中に少年院等から戻り、授業を受けることとなった場合は、復学したその時点で、「転学扱い」で給与する。

Q 5 行方不明になっている児童生徒に、4月になって前期用教科書を給与してよいか。

A 児童生徒が戻ってきた時点で、転学扱いで給与する。教科書が学校に納付されている場合は返付し、学校で保管することがないように注意する。他校に転出したことが判明したら、「未給与」の給与証明書を発行する。

Q 6 災害等で教科書を滅失又はき損した児童生徒の場合はどうするか。

A 無償措置法上、教科書の給与は使用教科書ごとに1回限りであるので、一度、教科書の給与を行った後は再給与できない。したがって、児童生徒の自宅の火災等で教科書を焼失した場合には、無償で給与することはできない。ただし、災害救助法が適用された災害に見まわれた場合は、災害救助法に基づいて、他の学用品等と同じ扱いで給与することが可能となる。また、災害救助法が適用されない地域で被害があつた場合には、各発行者の好意により無償で配布される場合がある。いずれにしても、居住地の市町村教育委員会と児童生徒の通う学校（国立・私立等も含む）が協力して行う。（いずれにしても義務教育指導課に連絡する。）

Q 7 就学義務猶予免除者に対する教科書無償給与の取扱いはどうするか。

A 就学義務猶予免除者で、教科書の給与を希望し、かつ、市町村教育委員会が教科書による学習が可能であると認める者に対し、次のような方法で行われる。

→ 給与申請書等は、4月下旬～5月上旬にかけて県から市町村教育委員会へ送付される。

(1) 保護者が申請する場合…給与を希望する保護者は、就学義務猶予免除者教科書給与申請書（A）に所要事項を記入の上、当該市町村教育委員会へ提出する。

(2) 市町村教育委員会教育長等が保護者に代わって申請する場合…市町村教育委員会の教育長は、就学義務猶予免除者教科書給与申請書（B）に所要事項を記入する。

※ 市町村教育委員会は、給与申請書（A）（B）に教科書給与申請者一覧を添付して、県教育委員会へ送付する。（提出期限は5月下旬～6月上旬）

→ 県教育委員会は、申請書を取りまとめ文部科学省へ提出する。文部科学省は、申請書によって給与対象者を決定し、県教育委員会を通して、市町村教育委員会へ通知する。教科書の給与は、埼玉県教科書供給所を通じて、市町村教育委員会へ届けられる。（受領期限は8月31日）

Q 8 原級留置の措置を受ける者が、前年度に給与された教科書と同一のものを次年度も使用することになる場合、再度給与できるか。

A 教科書は、同一年度内に同一人に対して、同一の教科書を再度給与することはできないが、原級留置の措置を受けた場合は、あくまでも同一年度内における教科書の再給与ではないので、採択替えがなく同一の教科書を使用する場合においても、教科書を再給与することは差し支えない。ただし、前年度において給与した教科書を使用することができるのであれば、財政的観点から可能な限り使用させることが望ましい。

Q 9 特別支援学級で「おんがく☆」を使用する児童が、通常学級で検定本の音楽の教科書も使用するので「おんがく☆」と検定本の音楽の教科書を併せて給与してよいか。

A 教科書の給与は原則として種目ごとに1種となっているので、どちらか1冊しか給与することはできない。

Q 10 特別支援学級で「せいかつ☆☆」を使用する児童が、検定本の「家庭」の教科書も使用したいと考えている。「せいかつ☆☆」と検定本の「家庭」の教科書を併せて給与してもよいか。

A 文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書を使用する場合には、原則として同種目の検定教科書及び一般図書を給与することはできない。「せいかつ☆☆」を給与する場合には、検定教科書の生活、社会、理科及び家庭は給与しないこととなっている。

Q 11 中学校音楽一般上下巻について、下巻は第3学年になってから使用するのので、3学年になってから給与することにして、第2学年前期用として納入指示書を交付しなくてよいか。

A 音楽一般上下巻は、第2学年で給与することになっているので、第3学年前期用としては給与できない。2学年前期用としての納入指示書を交付する。

Q 12 2期制をとる小学校や曜日の関係で、8月中に授業や始業式が行われる場合、8月中に後期用の教科書が給与できるか。

A 8月中に給与することはできない。無償措置法施行規則第2条第2項により後期用教科書は9月1日から9月15日までに給与するものと定められている。北海道・東北など2学期の始業式が8月中に行われる場合も、後期用教科書は9月1日から9月15日までに給与されている。

Q 13 附則第9条図書（いわゆる絵本本）を継続して使用する場合、破損が激しいため、次年度に再給与してほしいという申し出があったが、再給与できるのか。

A 教科書の滅失・毀損を理由とした再給与は、災害による被害があった場合に行われる災害救助法に基づく教科書の給与を除きできない。一般図書（附則9条図書）も含め、現行の義務教育教科書の無償給与制度の下で教科書の再給与が行われるのは、児童生徒が転学した場合で転学後使用することとなる教科書が現在使用中の教科書と異なる時に限られている。

一般図書の給与にあたっては、過年度・他教科の給与履歴を含めて児童・生徒それぞれの給与実績を十分確認し同一図書を二重給与しないよう留意すること。特に、中学校・中学部においては、小学校・小学部の給与履歴も確認し二重給与を防止すること。

2 転学用教科書の給与

Q14 新年度になって、始業式前に中学校第2学年の転出生徒が出た。給与はどうか。

A 給与しない。給与証明書については、多学年使用教科書のうち、当該学年でも継続使用している教科書をもろさず記入するとともに、併せて「第2学年前期教科用図書未給与」の旨を記入し、給与証明書を発行する。

Q15 転入前の学校が不明、父母に尋ねても家庭の事情等により厳として言わない場合があるが、この取扱いはどうしたらよいか。

A 転入前に教科書の給与を受けたか否かを確認し、受領している場合は、所持している教科書を調べ（現物確認）、異なる教科書のみを給与する。受領していない場合は、全教科を給与することとなるが、転学用の給与児童生徒名簿に、この旨を記載しておく。

Q16 (ア) 同一年度内に転出し、又転入して来た場合はどのように取り扱うのか。

(イ) 同一年度内に2回以上転校を重ねて、転入があった場合の取扱いはどうか。

A (ア) にあつては、同一年度内に給与してあるので、たとえ紛失していても再給与はできない。
(イ) にあつては、転校ごとに給与されたすべての教科書を調査し、同一教科書の重複給与を避ける。

Q17 小学校用教科書「国語」「社会」「算数」「理科」の上巻本を9月以降に転学や編入学してきた児童に給与することはできるか。

A 上巻・下巻の教科書区分は給与期間を示したもので、使用期間を示したものではない。したがって、各学校の指導計画で上巻の内容を取り扱う時期の転学・編入学であれば、上巻を給与することができる。ただし、復習や振り返り等で使用するときは無償給与の対象とはならない。上巻本を給与する場合には、年間指導計画を確認し、使用するか必ず確認をすること。

Q18 1月に小学校第1学年に転入してきた児童に対して、算数の教科書（東書）を給与する場合、「あたらしいさんすう1①」は給与しなくてもよいか。

A 給与する必要がある。東書・大日本・啓林館・日文の算数の教科書1年生用においては、2分冊となっているが、使用期間に関わらず、2分冊を併せて給与することとなっている。また、東書の社会6年生用についても2分冊となっているが、使用期間に関わらず、「政治・国際編」「歴史編」は併せて給与する。

Q19 1月に外国等から編入学してきた児童に、日本語指導等のために小学校用教科書「国語」等の上巻本を給与することはできるか。

A 特別の教育課程による指導（例：日本語指導等）を行うのであれば、給与できる。これは、平成26年1月14日に公布された学校教育法施行規則の一部改正により、同規則第56条の2などに基づき、帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導を当該児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施できるようになったことによる。（令和2年1月31日付け元初教科第31号「令和2年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務の適正な処理について（通知）」）
なお、給与した際は、転学用の給与児童生徒名簿にその旨を記載しておく。

Q20 9月以降、中学校3学年に転学や編入学があった。社会科・歴史的分野の給与はどうか。

A 公民的分野の学習が始まっていれば、原則として給与しない。
中学校3年での歴史的分野の授業時数は、40時間である。そのため、遅くとも9月には、公民的分野の授業が始まっている。必ず各学校の指導計画を確認して、適切に給与する。

Q21 3月に転入・編入学してきた児童生徒に教科書を給与することはできるか。

A できない。後期転学の給与は2月末日までであり、3月の転入・編入学には教科書を給与することはできない。ただし、多学年使用教科書は、次年度、前期用の教科書と併せて給与することができる。

Q22 小学校第2学年に転入してきた児童に生活科や図画工作科の教科書を給与する場合、下巻のみ給与すればよいか。

A 生活科や図画工作科のように2年間継続使用する教科書については、学校で使用されているのであれば、上下巻セットで給与することができる。ただし、復習や振り返り等で使用するときは無償給与の対象とはならない。必ず各学校の指導計画を確認して、適切に給与する。

Q23 海外から一時帰国した児童が家の都合でやや長めの滞在になり学校に通いたいと申し出ている。教科書を給与できるか。

A 正式に編入するのであれば給与できる。

Q24 児童虐待により転居してきた児童生徒に、教科書の無償給与は可能か。

A 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた児童生徒が、居住場所の変更等の事情により一度給与した教科書の使用が困難になった場合は、再度、教科書を給与できる。その場合は、義務教育指導課教科書担当まで必ず連絡を入れてから対応する。（義務教育指導課が、令和6年2月1日付け5初教科第27号「令和6年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務の適正な処理について（通知）」【71ページを参照】にある「別紙10」に基づき、文部科学省へ報告・相談をする必要があるため）

なお、義務教育指導課への連絡については、「①対象児童生徒の学年、②転入日（学籍の有無）、③給与証明書の有無（給与証明書がない場合は現物確認の有無）、④給与予定日（報告日以降）、⑤給与が必要な教科書（採択が同じ教科、採択が異なる教科、上下巻が必要かどうか等）、⑥給与済みの教科書の所在、⑦給与済みの教科書が使用できない理由」を伝えること。納入指示は、義務教育指導課から文部科学省への報告が済み次第行う。

Q25 教科書の給与の時期は、どのように区分されているのか。

A 教科書の児童生徒に対する給与は、無償措置法、同法施行令及び同法施行規則に基づいて行われており、同法施行規則第2条第2項により、次のように区分している。

- (1) 前期用教科書（4月1日から4月15日までに給与する教科書。ただし、前期転学用教科書は除く）
- (2) 後期用教科書（9月1日から9月15日までに給与する教科書。ただし、後期転学用教科書は除く）
- (3) 前期転学用教科書（転学等に伴い、4月1日から8月31日までに給与する教科書。ただし、前期用教科書は除く）
- (4) 後期転学用教科書（転学等に伴い、9月1日から翌年の2月末日までに給与する教科書。ただし、後期用教科書は除く）

このことから、例えば8月31日までに転学等した児童生徒に、8月31日までに給与した場合は前期転学用教科書として処理し、9月1日以降に給与した場合は、後期転学用教科書として処理する。



埼玉県マスコット「コバトン」

給与証明書について

Q26 給与証明書を持たずに転入があった場合はどうするか。

A 至急、児童生徒が所持している教科書（現物）を確認したり、転入前の学校に問い合わせたりする。転入前の学校長に給与証明書の交付を督促するとともに、児童生徒には転入前の学校と異なる教科書を速やかに給与する。また、児童生徒が持参した給与証明書に誤りがあった場合には、転入前の学校に問い合わせ、正しい給与証明書を再交付してもらう。

Q27 転入し、再度転出する場合、転入時に交付を受けた給与証明書はどうするのか。

A 現学校の給与証明書と、転入時に交付を受けた証明書の写しとを合わせて転出先に交付する。特に、多学年にわたって使用する教科書を使用している場合は、その教科書の使用の始期の学年までさかのぼって転入時に交付を受けた証明書の写しを交付する。

Q28 転学先の学校名が不明の場合、給与証明書の宛先はどうするか。

A 「転学先小(中) 学校長（殿）」と記入する。

Q29 転出の年度以前に給与した「地図」等の教科書は、給与証明書に記入するのか。

A 多学年使用教科書は、転学の年度以前にその学校で給与され、引き続き転学後も使用する場合は、給与教科書として必ず記入して交付する。

ただし、システムでは、その学年に給与する教科書のみが反映されるので、必要に応じて多学年使用教科書を追加したり、過去の給与証明書を交付したりする。

Q30 同一市町村内の学校へ転出する場合、給与証明書は交付するのか。

A 給与証明書は、転出する際はいかなる場合でも交付する。

3 海外へ（から）の転学

Q31 外国から帰国した児童生徒の給与は、どのように取り扱ったらよいか。

A 文部科学省では、在外日本人子女にも、外務省及び在外公館を通じて、無償給与を実施している。

外国での給与内容を確認し、受領している場合は、給与証明書が無くとも所持している教科書を確認し、国内の転入児童生徒と同様の取扱いとなる。しかし、海外にあっては、教科書の追加補給等に期日を要する等のことから、現地の学校に教科書を返納して帰国することがあるので、この場合は全教科を給与することになる。なお、転学用の給与児童生徒名簿の「転学前の学校において給与を受けた教科用図書の記号番号」欄に、この旨を記載しておく。

Q32 外国へ転出する場合、給与証明書は交付するのか。

A 給与証明書は、転出する際はいかなる場合でも交付する。

Q33 外国へ転出する場合は、教科書は給与されるのか。

A Q28 のとおり、外国にあっては日本人子女には教科書が給与される。転出者は、所定の申請書に出国前に交付を受けた教科書給与証明書を添付して、海外子女教育振興財団に持参又は郵送すれば、出国直後の学習に必要な教科書を、出国前に給与する措置を行っている。

※ 財団法人海外子女教育振興財団

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル 6階 Tel 03-4330-1341

HPアドレス <http://www.joes.or.jp/kyokasho/index.html>